

市長コラム



避難所 ≠ 避難場所

タイトルを見て「おや？」と思われた方もおられるのではないのでしょうか。間もなく本格的な台風シーズンがやってきますが、避難所と避難場所の違い(≠)を是非知っておいていただきたいと思います。

避難所は、災害が発生した時や被災により家屋が住めなくなった場合、学校の体育館など安全な居住場所となるものです。

一方、避難場所は、津波や洪水の危険が迫っている時に、高台や学校の鉄筋コンクリート校舎の2階または3階以上、避難ビルなどで、命を守るための一時的な居場所です。

避難所と避難場所は兼ねている場合もありますが、大津

波警報や紀の川の洪水氾濫が迫っている時は、避難勧告や避難指示が出ますので速やかに、あらかじめ決めていただいている避難場所に避難してください。まさに命を守る行動になります。

大事なことは、災害には、地震、津波、洪水、内水、土砂災害など様々なものがあり、どの災害に対して我が家は危険なのか、対象地域や全世帯にお配りしている防災マップや洪水ハザードマップなどで確認していただくようお願いいたします。そして普段から、どんな時、どこを目指すのか家庭内でも話し合ってください。自力避難が困難で支援を必要とする方には、和歌山市避難行動要支援者登録制度もありますのでご連絡ください。

災害はいつ何時襲ってくるかわかりません、かけがえない大切なご自身の命・家族の命を守るためにも、今できることから始めていただけたらと思います。

和歌山市長 尾花 正啓

新型コロナウイルスささえ愛寄附金

問 財政課 ☎ 435-1300

新型コロナウイルス感染症対策事業に活用する財源として、「新型コロナウイルスささえ愛寄附金」を募るとともに、ふるさと納税の用途にも新型コロナウイルス感染症対策を追加し、広く寄附金を募っています。皆様からの温かいご支援を心よりお待ちしております。

本市在住の方

ふるさと納税の返礼品を受け取ることはできませんが、所得税・市民税・県民税の控除を受けることはできます。

市外在住の方

返礼品をお選びいただくことも可能です。和歌山産品を扱う事業者への支援にも繋がります。

ふるさと納税に新たに追加された用途（新型コロナウイルス感染症対策）

- ・子育て支援に関する事業
- ・保健医療に関する事業
- ・その他新型コロナウイルス感染症対策に関する事業

事業者の皆様へ

ふるさと納税の返礼品募集は随時行っておりますので、市内で生産・製造している商品、宿泊などのサービスを提供されている事業者様で市の魅力を全国にPRできるような品をお持ちの場合は、ぜひご相談ください。



和歌山市民憲章（昭和41年11月3日制定）

自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。
きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。
仕事に誇りをもち、たくましい市民になりましょう。
教養を高め、視野の広い市民になりましょう。

今月の題字、私が制作しました



季節に合わせて、暖色系でまとめました。差し色に緑を入れたところがポイントです。

市立和歌山高等学校デザイン表現科2年 梶見 汐音さん



広告 市財政収入の一部に寄与することを目的とし、一般の広告を掲載しています。広告主・広告内容は、市が推奨するものではありません。

市財政収入の一部に寄与することを目的とし、一般の広告を掲載しています。